

入札説明書

富士吉田市が発注する下記工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 公 告 日 令和7年5月19日

2. 工 事 名 社会資本整備総合交付金関連事業 富士吉田市宮尾垂団地2号館内部改修工事

3. 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、次に従い入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出してください。

申請書等、所定の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 建設工事一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 同種又は類似工事の施工実績報告書（様式第2号）

① 建築一式工事の公共工事の元請として過去10年間に完成・引渡しが済んでいるもので1件の工事請負金額が5,000万円以上のものを1件記載すること。ただし、共同企業体による実績は、出資比率が30%以上のものとする。

② 施工実績として記載する発注機関の優先順位は、富士吉田市、山梨県、国機関、都道府県、市町村、公団、公営企業、事業団の順とする。

③ 技術的特記事項としては、地形地質条件、仮設備工法、施工工法、環境対策、安全対策等、当該工事施工における特異性や、それに対する貴社の施工上のセールスポイントとなりうる技術的特記事項を記載すること。

(3) 配置予定技術者調書（様式第3号）

① 平成27年4月1日以降に主任技術者又は監理技術者として、国、都道府県及び市町村等が発注した公共事業の建築一式工事における主な従事経験を1件記載すること。

(4) 施工実績・業務従事経験・配置予定技術者資格の証明

① 様式第2号、第3号について証明するための資料として、当該工事の契約書の写し（契約内容が確認できる部分）、配置予定技術者の資格証（監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（有効期限を有するもの））の写しを添付すること。

なお、契約書等の写しのない実績、経験は、業務の施工実績、配置予定技術者の施工従事経験として認めないので記載しないこと。

(5) 配置予定技術者が正社員であることを証する書類

「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」等の写しとする。

※ ① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

② 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合

しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
- 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
- 3) 「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」

(6) 申請書等の提出書類及び部数

ア 建設工事一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）	1部
イ 同種又は類似工事の施工実績報告書（様式第2号）	1部
ウ 上記イに係る工事請負契約書（鑑）の写し	1部
エ 配置予定技術者調書（様式第3号）	1部
オ 上記エに係る実績を証明する書類・契約書等の写し	1部
カ 配置予定技術者の資格証の写し	1部
キ 配置予定技術者の「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」等の写し	1部
ク 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	1部
ケ 建設業許可の写し	1部
コ 誓約書（様式第4号）	1部

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(7) その他

- ア 申請書及び資料の提出期限の日を過ぎての提出は受け付けない。
- イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書及び資料は、当方において公表又は無断で使用することはない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え又は再提出は認めない。

4. 設計図書等の配付（貸出し）

設計図書等は、入札参加資格審査申請書の提出時、書類等の不備がなければ配付することができるものとする。郵送はしないので直接来庁すること。

5. 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、富士吉田市長に対して入札参加資格が無いと認めた詳細な理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

- ア 提出期限：令和7年6月16日（月）
- イ 提出場所：富士吉田市総務部管財契約課
富士吉田市下吉田六丁目1番1号 Tel.0555-22-1111（内線299）
- ウ 提出方法：書面は持参して提出するものとする。

(2) 詳細な理由の説明は、書面を受領した日から3日以内に通知します。

6. 入札について

- (1) 郵便入札とします。一般書留、簡易書留もしくは特定記録郵便により郵送または直接持参してください。内封筒表側に、件名、工事場所、参加者商号又は名称、氏名を記載し入札書、工事費内訳書を封かんした上で糊付けし、割印を押印してください。「入札書在中」を明記してください。
- (2) 入札書には消費税抜きの金額を記載してください。
- (3) 入札執行回数は、2回までとします。
- (4) 再度入札の場合は提出期限を改めて通知した上で郵便入札とします。
- (5) 同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者でくじを引き、落札候補者を決定します。会場に参加者がいない場合は後日出席を求めてくじ引きになりますが、出席できない場合は入札事務に関係ない職員によりくじ引きを行います。

7. 入札書の提出について

送付書類	入札書（内封筒に封かん）※工事費内訳書も同封
提出期限	令和7年6月23日（月） 午後5時（必着）
提出先	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号 富士吉田市総務部管財契約課

8. 開札について

開札は下記日程で行います。

日 時	令和7年6月24日（火） 午前9時
場 所	市役所大会議室

9. 入札の無効

次の入札は無効とします。

- (1) 郵便入札の手引きに定めた入札の無効に該当する入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 入札心得等入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札参加資格の確認を受けた者で、入札時において、入札に参加する者に必要な要件を満たさなくなった者の行った入札

10. 契約の締結について

この公告の工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び富士吉田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約である。したがって、議会の議決に付し可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

11. その他

- (1) 提出した申請書、資料に虚偽の記載をした業者については、「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止を行うことがあります。
- (2) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に配置すること。
- (4) 落札者は、下請等により施工する場合または専門工事を施工する場合は、建設業法を始め関係法令を遵守した施工体制をとるとともに、原則、市内業者を活用すること。

※施工体制台帳の作成及び写しの提出について

落札者は、施工体制の把握の徹底を図るため、工事毎の元請下請体制がある場合、施工体制台帳の作成とその写しを提出すること。

12. 問い合わせ先

富士吉田市総務部管財契約課

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目1番1号 電話 0555-22-1111 内線 299